

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目2番3号
株 式 会 社 ケ ア サ ー ビ ス
代表取締役社長 福 原 敏 雄

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月25日(土曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月27日(月曜日)午前10時
(受付開始時間は午前9時30分となっております。)
2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目2番3号
大森御幸ビル5階 株式会社ケアサービス本社
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件(1) |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件(2) |
| 第4号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役2名選任の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト(アドレス<http://www.care.co.jp/>)に掲載させていただきますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和を背景として、企業収益の改善や設備投資の増加、雇用情勢の改善等が進み、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、為替の変動や原油価格の急落ならびに中国経済をはじめとした世界的な景気の減速傾向などにより、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

介護業界におきましては、国内の高齢化が進む中、介護サービスの需要は高まり、介護サービス受給者数及び介護給付費は増加しております。その一方で、介護サービスを提供するために必要な有資格者をはじめとした人材の確保が、介護事業者にとって引き続き大きな経営課題となっております。

また、平成27年4月には介護保険法が改正され、介護スタッフの賃上げにつながる処遇改善及びサービスの質の向上に取り組む事業者には加算を拡充する一方で、増大する介護費用を抑制するために、介護サービス全体で平均して4.48%の報酬単価の引き下げが行われました。このような状況の下、当社グループは早くより今後の介護業界の変化を見据えた戦略の見直しを実施し、既存事業の強化及び業務効率化を目的とした体制強化と先行投資を実施してまいりました。

当社グループの介護サービスの中核であるデイサービスでは、従前から進めている東京23区を中心としたドミナント戦略によって、東京23区のみにも与えられた最も高い地域区分単価が9割以上の事業所で適用されています。また、研修・教育体制の強化によって介護福祉士等の資格保有者の人数を継続して増加させたこと、重度の要介護者を積極的に受け入れていることによって、サービス提供体制強化加算及び中重度者ケア体制加算の取得を推し進めてまいりました。その結果、サービスの質の向上及び体制強化等による取得加算分が介護保険の基本報酬の引き下げによる影響を上回り、当社グループにおける介護報酬の単価は上昇いたしました。

当連結会計年度においても、引き続き東京23区を中心としたドミナント戦略を

推進してまいりました。一方で事業所の出退店につきましては、対象となる地域の顧客データやテナント賃料、建設コストなどを慎重に見極め判断を行っております。新規出店では、平成27年4月に東京都北区にJR東日本グループが開設した子育て支援と高齢者福祉の複合施設である「COTONIOR（コトニア）赤羽」内に、「デイサービスセンターコトニア赤羽」と「ケアプランセンターコトニア赤羽」を開設いたしました。事業所の統合・閉鎖等に関しては、ドミナント戦略を推進する中で、さらなる合理化を目的として実施いたしました。平成27年4月に東京都北区の「デイサービスセンター東十条」と「デイサービスセンター桐ヶ丘」を閉鎖し、「デイサービスセンターコトニア赤羽」に統合いたしました。同月、「訪問入浴鶴見」と「訪問入浴池上」を他事業所と統合し閉鎖いたしました。平成27年5月には、「訪問介護池上」を他事業所と統合し閉鎖いたしました。平成27年9月には、東京都杉並区の「デイサービスセンター八幡山」を閉鎖いたしました。

また、既存事業のさらなる強化を図るための新たな取り組みとして、平成27年6月よりデイサービスにて日曜営業を開始し、当連結会計年度末までに12事業所まで拡大いたしました。

さらに、高い品質のサービスを提供し続けるために、定着率の向上を目的とした従業員の処遇改善と研修体制の充実に一層の注力を図っております。

介護保険法改正や日曜営業開始に伴う準備対応、パート社員の正社員契約への促進、人材採用コストの上昇はあったものの、主力のデイサービス及び前期（平成27年3月期）に新たに開設したサービス付き高齢者向け住宅事業において、稼働率が改善しております。

また、平成27年8月には、中国上海市に完全子会社である上海福原護理服務有限公司を設立いたしました。経済成長が著しく少子高齢化が進行する中国において、介護先進国である日本で積み上げた介護実績をもとに、質の高い介護サービスを提供してまいります。すでに現地の複数の医療介護グループと業務委託契約を締結し、訪問入浴サービスと介護職員向けの介護研修講座の提供を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,299百万円、営業利益は242百万円、経常利益は255百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は146百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

また、業績につきましては、前事業年度（平成27年3月期）まで売上原価に含まれる労務費から補助金相当額である介護職員処遇改善加算を控除して算定しておりますが、平成27年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算制度の継続及び拡大に伴い、売上高に含み算定しております。

事業部門別の状況は以下の通りであります。

事業部門	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
介護事業	-	-	6,060,045	73.0	-	-
エンゼルケア事業	-	-	1,684,147	20.3	-	-
サービス付き高齢者向け住宅事業	-	-	555,417	6.7	-	-
合計	-	-	8,299,611	100.0	-	-

(注) 当社は、第25期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は51百万円で、主なものはソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金により所要資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成25年 3 月期)	第 23 期 (平成26年 3 月期)	第 24 期 (平成27年 3 月期)	第 25 期 (平成28年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	-	-	-	8,299,611
経 常 利 益(千円)	-	-	-	255,815
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	-	-	-	146,655
1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	75.18
総 資 産(千円)	-	-	-	2,887,088
純 資 産(千円)	-	-	-	1,221,939

(注) 当社は、第25期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しているため、第24期以前は記載していません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成25年 3 月期)	第 23 期 (平成26年 3 月期)	第 24 期 (平成27年 3 月期)	第 25 期 (平成28年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	6,912,441	7,342,071	7,623,102	8,297,917
経 常 利 益(千円)	389,409	219,110	116,568	278,423
当 期 純 利 益(千円)	244,987	117,095	40,668	169,263
1株当たり当期純利益(円)	23,332.16	56.90	20.42	86.77
総 資 産(千円)	3,118,721	3,193,665	2,839,749	2,911,128
純 資 産(千円)	1,076,348	1,116,950	1,125,791	1,246,563

(注) 平成25年7月1日付で、普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、第23期の1株当たり当期純利益については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海福原護理服務有限公司	350,000 USD	100%	中華人民共和国における介護事業及び介護関連事業

(注) 特定完全子会社には該当いたしません。

(4) 対処すべき課題

国内の介護サービス産業は高齢化の進行に伴い、今後も拡大傾向が続くと予想されますが、既存介護事業者の台頭に加え、他業種からの新規参入が引き続き増加することにより、競争は激化していくと考えられます。

平成27年4月より施行された介護保険法改正において介護サービス全体で平均して4.48%の報酬単価の引き下げが行われたことにより、市場環境は大きく変化しております。それによって、介護事業者は戦略の見直しが迫られており、当社グループにおいても既存事業においては、収益性の改善のために効率的な事業所運営と経費削減に取り組むことが重要な課題と考えております。介護サービスの需要が高まっていく一方で、サービスを提供するために必要な有資格者をはじめとした人材の確保が引き続き大きな経営課題となっております。

当社グループにおいては、このような経営環境に対応し、継続的な成長に向けた各事業の活性化を図ってまいります。当社グループの強みである東京23区を中心としたドミナント戦略の推進により生み出される各サービス間のシナジー効果を十分に活用してまいります。

人口密度が高く、移動効率性の良い東京23区は、今回の介護保険法改正において、全国で最も高い地域区分単価が適用されており、当社グループは今後も引き続き東京23区を中心としたドミナントエリアでの拠点の展開を継続してまいります。しかしながら、今後の新規出店においては、次期介護保険法改正の動向に加えて、地域の顧客データやテナント賃料、建設コストなどを慎重に見極めて進めてまいります。

また、環境の変化に即した従業員の処遇改善と採用・研修機能の強化を推し進

めております。今期においても優秀な従業員の育成・定着のために、パート社員の正社員契約への促進や職能や経験に応じた各種手当の拡充など、ノウハウや経験を持った人材が引き続き当社グループで活躍できる環境を整備しております。

平成26年12月に東京都大田区のJR大森駅前へ本社移転をしたことによって、随時、採用及び研修ができるスペースを確保いたしました。専門職採用に加え、新卒採用では大学生だけではなく、高校生、専門学校生を対象とした採用活動を行っております。その結果、介護サービスに適性がある若く優秀な人材に対して、長期的な視点で実務能力の向上を目的とした育成が可能となりました。

今後、さらに高齢化社会が進行する中で、ご利用者の人生を最後まで支えるために当社グループの介護からエンゼルケアまでの各サービスが有機的な連携を図るための仕組みの構築とサービス品質の向上を引き続き推し進めてまいります。

株主や投資家の皆様との対話やIR・広報活動の充実、内部統制の整備を通じて、社会からさらに厚い信頼を得ることができるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

部 門	主 要 サ ー ビ ス
介 護 事 業 部 門	通所介護サービス、認知症対応型通所介護サービス、訪問入浴サービス、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス、短期入所生活介護サービス、福祉用具貸与サービス、特定福祉用具販売サービス、配食サービス及びこれらの介護予防サービスを提供しております。
エンゼルケア事業部門	湯灌サービス、CDCサービス、クリーンサービスを提供しております。
サービス付き高齢者向け住宅事業部門	サービス付き高齢者向け住宅の管理運営ならびに特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活サービスを提供しております。

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

区 分	所 在 地
<p>本 社</p> <p>介 護 事 業</p>	<p>○事務所（東京都大田区）</p> <p>○デイサービス （東京都：大田区9、杉並区6、世田谷区6、板橋区3、足立区3、品川区3、目黒区2、葛飾区2、北区2、練馬区2、江東区1、墨田区2、荒川区1、豊島区1、江戸川区2、西東京市1、三鷹市1、武蔵野市1） （新潟県：新潟市1）</p> <p>○認知症対応型デイサービス （東京都：大田区2、文京区1、杉並区1）</p> <p>○訪問入浴 （東京都：大田区2、杉並区2、世田谷区1、品川区1、豊島区1、板橋区1、練馬区1、足立区1） （横浜市：港北区1、南区1）</p> <p>○訪問介護 （東京都：大田区3）</p> <p>○居宅介護支援 （東京都：大田区2、板橋区2、世田谷区3、杉並区2、足立区1、北区1） （新潟県：新潟市1）</p> <p>○福祉用具貸与・特定福祉用具販売 （東京都：大田区1）</p> <p>○短期入所生活介護 （東京都：大田区1）</p> <p>○配食サービス （東京都：大田区1）</p>
<p>エンゼルケア事業</p>	<p>○湯灌サービス （山形県1、福島県1、新潟県3、茨城県1、東京都2、神奈川県3、埼玉県1、千葉県4、静岡県1、愛知県1）</p> <p>○CDCサービス （東京都1、神奈川県1）</p> <p>○クリーンサービス （東京都1）</p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅事業</p>	<p>○サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護） （埼玉県：さいたま市3、草加市1）</p>

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況 857名

(注) 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しておりますので、
前連結会計年度末との比較は行っていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
851名	69名増	37.7歳	5.0年

(注) 上記従業員のほか、492名の臨時従業員が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	251百万円
株式会社三井住友銀行	213
株式会社三菱東京UFJ銀行	136
株式会社東京都民銀行	49

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,760,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,100,000株（自己株式158,700株を含む）
- (3) 株主数 902名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社友愛	831,400株	42.82%
福原俊晴	271,100	13.96
ケアサービス従業員持株会	91,700	4.72
渡辺栄治	51,400	2.64
東京海上日動火災保険株式会社	48,000	2.47
楠田卓	20,000	1.03
楠本秀作	19,200	0.98
野村證券株式会社 野村ネット&コール	17,200	0.88
株式会社埼玉スポーツセンター	11,900	0.61
野村證券株式会社	11,700	0.60

(注) 1. 自己株式（158,700株）は上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

3. その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより、平成27年6月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年6月29日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により38,700株（発行済株式総数に対する割合は1.95%）の自己株式を総額25,580,700円で取得いたしました。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福原敏雄	上海福原護理服務有限公司 董事長
常務取締役常務執行役員	富澤政信	事業統括本部長
取締役執行役員	小林航太郎	第3事業部長
取締役執行役員	石崎利生	社長補佐 兼 サポートセンター長
取締役執行役員	福原俊晴	副サポートセンター長
常勤監査役	渡辺桂	
監査役	藤好優臣	藤好公認会計士事務所 代表
監査役	吉田由美子	株式会社古田土経営 専務取締役

- (注) 1. 監査役 藤好 優臣及び監査役 吉田 由美子の両氏は、社外監査役であります。監査役 藤好 優臣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当な知見を有しております。
2. 当社は、監査役 藤好 優臣及び監査役 吉田 由美子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成27年11月20日開催の臨時株主総会において、監査役 渡辺 桂氏が選任され就任いたしました。
4. 常勤監査役 太田 健太郎氏は平成27年11月20日付で辞任いたしました。
5. 当社は平成27年6月22日開催された取締役会において、執行役員の選任及び役付執行役員の選定を行い、それぞれ就任いたしました。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	三浦裕二	第2事業部長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	76百万円
監査役	4名	15百万円
合計	9名	91百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額のうち、社外監査役2名の報酬は6百万円であります。
4. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。上記監査役の員数と相違しておりますのは、平成27年11月20日をもって辞任により退任した監査役太田 健太郎氏を含んでいるためであります。
5. 当社は、平成18年8月31日の取締役会決議により、過年度在任期間を含め、今後、退任役員に対し退職慰労金を支給しないことを決定し、これに伴い「役員退職慰労金規程」も廃止しております。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 藤好 優臣氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

監査役藤好優臣氏は、藤好公認会計士事務所の代表を兼務しております。藤好公認会計士事務所と当社は、取引その他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

当期開催の取締役会19回のうち16回に出席し、取締役や幹部社員の職務執行状況を確認し、必要に応じて発言を行っております。当期開催の監査役会17回のうち16回に出席し監査体制の強化を図るべく、特に公認会計士及び税理士として、専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

監査役 吉田 由美子氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

監査役吉田由美子氏は、株式会社古田土経営の専務取締役を兼務しております。当社は、株式会社古田土経営の関連法人の税理士法人古田土会計に税務申告書の作成代行を委託しております。その他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

当期開催の取締役会19回のうち17回に出席し、取締役や幹部社員の職務執行状況を確認し、必要に応じて発言を行っております。当期開催の監査役会17回のうち16回に出席し監査体制の強化を図るべく、特に経営コンサルタント及び社会保険労務士としての経験を活かした有用な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、監査体制及び監査項目を検討した結果、当社の規模、複雑性、リスクに照らし、監査報酬額は妥当な額であると同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるとき、または当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が業務執行において遵守すべき事項を定める「企業理念」、

「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」を制定し、周知徹底を図っております。なお、「ケアサービスフィロソフィ」は、法令や社会環境の変化に応じ、随時これを見直してまいります。また、内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談、通報を受け付ける内部通報制度を設置し長年運用を行っております。

内部監査部門は、当期全社経営方針と内部統制の4つの目的である「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」に基づき、経営全般にわたる管理、運用の制度及び業務の遂行状況に対して、内部監査を行っております。また、内部監査部門は、会社が有効・効率的かつ適正に経営目標を達成する為に、その組織の内部において適用されるルールや業務プロセスが整備・運用されていることを検査し、不正や誤謬防止に努めております。内部監査に関する事項は、代表取締役が行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行上発生するリスクについては災害時を含む様々な行動基準及び各種業務マニュアルにおいて、その発生時における対応を定め、また、ボイスメール（音声メール）にて緊急連絡体制を敷き、損失の極小化を図っております。

経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において十分に議論を尽くし、かつ、必要に応じ外部専門家の意見を徴し、意思決定を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定める事項について、機動的に意思決定を行っております。

当社の業務執行上の意思決定は、「取締役会規程」等に定める事項を除き、「職務権限規程」等に定める職務権限及び手続きに従って行っております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、「ケアサービスフィロソフィ」を共有し、グループ一体となった体制を構築します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助する従業員を置くものとし、その人選については監査役との間で協議するものとします。

⑦ 監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき従業員の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に常勤監査役に報告し、了承を得たうえで行うものとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席いたしております。「稟議規程」によって決裁された起案文書は、すべて監査役に回付されます。

監査役は、必要に応じて取締役及び従業員から報告を求めることができ、取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告いたします。

⑨ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、反社会的勢力対応規程に基づき、社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とは、いかなる取引も行わない方針を堅持しております。

代表取締役が命ずる者は、警察及び関連団体等との連携に努めており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を進めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業理念」、「行動指針」及び、それに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」を制定し、取締役及び従業員に遵守の徹底を行っております。また、内部通報規程に基づき、内部監査部門を窓口とした、コンプライアンスに関する相談、通報制度の運用を行っております。

内部監査部門は作成した内部監査計画書に基づき、実施した内部監査結果を代表取締役に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書類等をはじめとする取締役執行上の各種情報について、文書管理規程に基づき適切に記録保存を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査部門による内部監査、及び会計監査人による適時の監査により、法令、定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行や事象が発見された場合には直ちに、代表取締役に報告し適切な危機管理を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき定時、または臨時に取締役会を開催しております。また、効率的な職務の執行が行えるよう、取締役間の情報共有を加速する為に日々30分程度の会議を開催しております。

業績のタイムリーな把握については、戦略会議や基幹システムを通じて迅速に報告されております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

適宜、取締役会等で、担当取締役、経理財務部門長に報告を求め、子会社の運用状況の確認を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くこと求めた場合における当該従業員に関する体制

該当事項はございません。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はございません。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役の情報収集の体制として、取締役会他、社内の重要な会議へ出席し、代表取締役との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性に努めております。また、適宜部次長へのインタビューを行い、取締役の業務執行状況を間接的に確認を行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、監査の方針・計画、内部統制システムの整備・運用状況に関する意見交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。また、監査役は会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行っております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。既存取引先と過去に締結した契約内容を見直し「反社会的勢力」に関する事項についての条文に不足がある場合は、新たに契約書を締結し直すこと等も行っております。また、新規の取引についても、契約時に厳正なチェックを行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置付けております。剰余金の配当等の決定につきましては、中長期的な事業計画に基づき、設備投資及び再投資のための内部資金を確保しつつ、株主に対する安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,057,697	流 動 負 債	1,060,592
現金及び預金	650,410	買掛金	145,388
売掛金	1,268,927	一年内返済予定の長期借入金	232,192
繰延税金資産	54,641	リース債務	40,941
その他	84,094	未払費用	251,523
貸倒引当金	△377	未払法人税等	95,689
固 定 資 産	829,390	賞与引当金	119,062
有 形 固 定 資 産	316,564	事業所閉鎖損失引当金	3,160
建物	274,728	その他	172,633
工具、器具及び備品	33,399	固 定 負 債	604,556
その他	8,436	長期借入金	418,926
無 形 固 定 資 産	131,203	リース債務	81,166
リース資産	106,063	退職給付に係る負債	83,249
その他	25,140	その他	21,214
投資その他の資産	381,621	負 債 合 計	1,665,148
敷金及び保証金	287,715	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	38,075	株 主 資 本	1,223,955
その他	56,307	資本金	205,125
貸倒引当金	△476	資本剰余金	138,075
資 産 合 計	2,887,088	利益剰余金	998,112
		自己株式	△117,356
		その他の包括利益累計額	△2,016
		為替換算調整勘定	△2,016
		純 資 産 合 計	1,221,939
		負 債 純 資 産 合 計	2,887,088

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,299,611
売 上 原 価		7,213,977
売 上 総 利 益		1,085,634
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		843,105
営 業 利 益		242,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	380	
事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	2,381	
受 取 手 数 料	4,882	
受 取 補 償 金	2,858	
寄 付 金	3,000	
そ の 他	5,548	19,050
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,484	
そ の 他	1,278	5,763
経 常 利 益		255,815
特 別 損 失		
減 損 損 失	482	
事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,665	3,148
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		252,666
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	100,801	
法 人 税 等 調 整 額	5,210	106,011
当 期 純 利 益		146,655
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		146,655

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	205,125	138,075	874,226	△91,776	1,125,650
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△22,770		△22,770
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			146,655		146,655
自己株式の取得				△25,580	△25,580
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	123,885	△25,580	98,304
当 期 末 残 高	205,125	138,075	998,112	△117,356	1,223,955

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	140	-	140	1,125,791
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△22,770
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				146,655
自己株式の取得				△25,580
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△140	△2,016	△2,156	△2,156
当 期 変 動 額 合 計	△140	△2,016	△2,156	96,147
当 期 末 残 高	-	△2,016	△2,016	1,221,939

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 上海福原護理服務有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の上海福原護理服務有限公司の決算日は、12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 主として定率法

主な資産の耐用年数

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。

④長期前払費用 均等償却

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③事業所閉鎖損失引当金 事業所の閉鎖に伴い発生する費用の支出に備えるため、閉鎖費用の見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

2. 追加情報に関する注記

(平成27年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算の会計処理について)

平成24年度の介護報酬改定において、平成23年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」の介護報酬への移行を円滑化するため、「例外的かつ経過的な取り扱い」として介護職員処遇改善加算が創設されましたが、その例外的かつ経過的な取り扱いと、平成27年度の介護報酬改定で予定されていた見直しに着目し、売上原価に含まれる労務費から当該金額を控除する会計処理を継続してまいりました。しかし、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員の安定確保とともにその資質の向上が課題とされる中で介護職員処遇改善加算の「例外的かつ経過的な取り扱い」の文言が削除され、その拡充が図られております。このため改定後の介護職員処遇改善加算187,835千円については、介護報酬として売上高に計上するとともに同額を労務費として売上原価に計上しております。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が4,739千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 796,569千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 2,100,000株

2. 当連結会計年度末日における自己株式の総数

普通株式 158,700株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,770	11.5	平成27年3月31日	平成27年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,266	利益 剰余金	12.5	平成28年3月31日	平成28年6月28日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に介護事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、リスクは微少であります。一方、個人負担額及びエンゼルケア事業の債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	650,410	650,410	—
(2) 売掛金	1,268,927		
貸倒引当金 (※)	△377		
	1,268,550	1,268,550	—
(3) 敷金及び保証金	287,715	262,377	△25,337
資産計	2,206,676	2,181,338	△25,337
(1) 買掛金	145,388	145,388	—
(2) 未払法人税等	95,689	95,689	—
(3) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	651,118	652,314	1,196
(4) リース債務 (1年以内返済予定を含む)	122,108	120,484	△1,623
負債計	1,014,304	1,013,876	△427

(※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利息の合計額を同様の新規借入、割賦取引、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	629円44銭
2. 1株当たり当期純利益	75円18銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社ケアサービス
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 津 靖 史 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 勝 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケアサービスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,041,730	流 動 負 債	1,060,408
現金及び預金	634,356	買掛金	145,388
売掛金	1,268,927	一年内返済予定の長期借入金	232,192
繰延税金資産	54,641	リース債務	40,941
その他	84,181	未払費用	251,523
貸倒引当金	△377	未払法人税等	95,689
固 定 資 産	869,397	賞与引当金	119,062
有 形 固 定 資 産	315,264	事業所閉鎖損失引当金	3,160
建物	274,342	その他	172,449
工具、器具及び備品	32,903	固 定 負 債	604,155
その他	8,018	長期借入金	418,926
無 形 固 定 資 産	131,203	リース債務	80,765
リース資産	106,063	退職給付引当金	83,249
その他	25,140	その他	21,214
投資その他の資産	422,928	負 債 合 計	1,664,564
関係会社株式	42,203	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	286,819	株 主 資 本	1,246,563
繰延税金資産	38,075	資本金	205,125
その他	56,307	資本剰余金	138,075
貸倒引当金	△476	資本準備金	138,075
資 産 合 計	2,911,128	利 益 剰 余 金	1,020,720
		その他利益剰余金	1,020,720
		繰越利益剰余金	1,020,720
		自 己 株 式	△117,356
		純 資 産 合 計	1,246,563
		負 債 純 資 産 合 計	2,911,128

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,297,917
売 上 原 価		7,213,687
売 上 総 利 益		1,084,229
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		819,031
営 業 利 益		265,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	369	
事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	2,381	
受 取 手 数 料	4,882	
受 取 補 償 金	2,858	
寄 付 金	3,000	
そ の 他	5,418	18,909
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,484	
そ の 他	1,198	5,683
経 常 利 益		278,423
特 別 損 失		
減 損 損 失	482	
事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,665	3,148
税 引 前 当 期 純 利 益		275,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	100,801	
法 人 税 等 調 整 額	5,210	106,011
当 期 純 利 益		169,263

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
				その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	205,125	138,075	138,075	874,226	874,226	△91,776	1,125,650
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△22,770	△22,770		△22,770
当 期 純 利 益				169,263	169,263		169,263
自 己 株 式 の 取 得						△25,580	△25,580
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	146,493	146,493	△25,580	120,912
当 期 末 残 高	205,125	138,075	138,075	1,020,720	1,020,720	△117,356	1,246,563

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	140	140	1,125,791
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△22,770
当 期 純 利 益			169,263
自 己 株 式 の 取 得			△25,580
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△140	△140	△140
当 期 変 動 額 合 計	△140	△140	120,772
当 期 末 残 高	—	—	1,246,563

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法
主な資産の耐用年数
建物 10～15年
工具、器具及び備品 4～8年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用 均等償却
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

- (4) 事業所閉鎖損失引当金 事業所の閉鎖に伴い発生する費用の支出に備えるため、閉鎖費用の見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記しておりました以下の科目について、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行った結果、以下の表示方法の変更を行っております。

- ・「流動資産」の「商品」（当事業年度527千円）、「原材料及び貯蔵品」（当事業年度5,650千円）、「前払費用」（当事業年度75,130千円）は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
- ・「有形固定資産」の「車両運搬具」（当事業年度0千円）、「リース資産」（当事業年度8,018千円）は、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
- ・「無形固定資産」の「ソフトウェア」（当事業年度21,749千円）は、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
- ・「投資その他の資産」の「出資金」（当事業年度10千円）、「長期貸付金」（当事業年度16,159千円）、「破産更生債権等」（当事業年度476千円）、「長期前払費用」（当事業年度13,896千円）は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
- ・「流動負債」の「未払金」（当事業年度35,660千円）、「未払消費税等」（当事業年度14,366千円）、「預り金」（当事業年度21,495千円）、「前受収益」（当事業年度17,081千円）は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 損益計算書関係

前事業年度において、独立掲記しておりました以下の科目について、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行った結果、以下の表示方法の変更を行っております。

- ・「営業外収益」の「自動販売機収入」（当事業年度1,710千円）は、営業外収益の「受取手数料」に含めて表示しております。

3. 追加情報に関する注記

(平成27年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算の会計処理について)

平成24年度の介護報酬改定において、平成23年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」の介護報酬への移行を円滑化するため、「例外的かつ経過的な取り扱い」として介護職員処遇改善加算が創設されましたが、その例外的かつ経過的な取り扱いと、平成27年度の介護報酬改定で予定されていた見直しに着目し、売上原価に含まれる労務費から当該金額を控除する会計処理を継続してまいりました。しかし、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員の安定確保とともにその資質の向上が課題とされる中で介護職員処遇改善加算の「例外的かつ経過的な取り扱い」の文言が削除され、その拡充が図られております。このため改定後の介護職員処遇改善加算187,835千円については、介護報酬として売上高に計上するとともに同額を労務費として売上原価に計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 796,275千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 512千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の総数
普通株式 158,700株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	36,742千円
未払事業税	10,039千円
未払社会保険料	5,507千円
事業所閉鎖損失引当金	975千円
その他	1,376千円
計	54,641千円
繰延税金資産(固定)	
退職給付引当金	25,491千円
資産除去債務	8,697千円
繰延消費税等	2,923千円
減損損失	699千円
その他	263千円
計	38,075千円
繰延税金資産の合計	92,717千円

(追加情報)

<法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正>

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が4,739千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	642円13銭
2. 1株当たり当期純利益	86円77銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社ケアサービス
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 津 靖 史 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 勝 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケアサービスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社ケアサービス 監査役会

常勤監査役 渡辺 桂 ⑩

監査役 藤好 優臣 ⑩

監査役 吉田 由美子 ⑩

(注) 監査役藤好優臣及び監査役吉田由美子の両氏は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。第25期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭

配当総額 24,266,250円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、及び同種目的を再検討し、整えるため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条（条文省略） <u>1. 高齢者、病人及び障害者（児）等の入浴、食事その他の日常生活における介護の請負</u>	(目的) 第2条（現行どおり） （変更案第11号に趣旨の統合）
<u>2. 高齢者、病人及び障害者（児）等の移送の請負</u>	（変更案第11号に趣旨の統合）

現行定款	変更案
<u>3. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び宅配</u>	(変更案第22号に移設、一部変更)
<u>4. 寝具、衣類等の販売及びクリーニング並びに寝具乾燥</u>	(変更案第13号に移設、一部変更)
<u>5. 在宅医療、在宅福祉に関する情報提供及びコンサルティング</u>	(変更案第12号及び第32号に趣旨の統合)
<u>6. 健康機器、介護用品機具の小売り、卸売り及びレンタル・リース</u>	(変更案第18号に移設、一部変更)
<u>7. 食料品及び日用品雑貨の販売</u>	(変更案第17号に移設、一部変更)
<u>8. 医薬品・医薬部外品・化粧品等の小売り及び卸売り</u>	(変更案第19号に移設、一部変更)
<u>9. 医療機器・高度医療機器の販売及び貸与</u>	(変更案第20号に移設)
<u>10. 健康管理に関するセミナーの開設</u>	(変更案第12号及び第32号に趣旨の統合)
<u>11. 健康管理に関するコンサルティング</u>	(変更案第12号及び第32号に趣旨の統合)
<u>12. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人向け集合住宅建設等に関するコンサルティング</u>	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
<u>13. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営</u>	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
<u>14. 老人向け集合住宅の管理・運営</u>	(変更案第16号に移設)
<u>15. 旅行、スポーツ、催物の企画・運営</u>	(変更案第37号に移設)
<u>16. カルチャースクール、老人向け遊戯施設等の経営</u>	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
<u>17. 会員制老人クラブの経営</u>	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
<u>18. 土木工事及び建築工事の設計、監理、施工及び請負</u>	(変更案第23号、第24号及び第25号に趣旨の統合)

現行定款	変更案
19. <u>内装仕上工事及び外装工事（左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、防水工事等）の設計、施工及び請負</u>	(変更案第23号、第24号及び第25号に趣旨の統合)
20. <u>美容室・理髮店の経営</u>	(変更案第29号に移設)
21. <u>生きがい、カルチャーに関するセミナーのコンサルティング</u>	(変更案第32号に趣旨の統合)
22. <u>中高齢者の余暇活用、文化活動、地域活動、ボランティア活動等に関するセミナーの開催</u>	(変更案第32号に趣旨の統合)
23. <u>福祉事業に関する資格（社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等）取得のためのセミナー開催及びコンサルティング</u>	(変更案第33号に移設、一部変更)
24. <u>葬祭に附帯する業務の請負</u>	(変更案第31号に趣旨の統合)
25. <u>前各号の業務に関するコンサルティング</u>	(削 除)
26. <u>介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防指定居宅介護支援</u>	1. <u>介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防指定居宅介護支援</u>
27. <u>介護保険法による次の事業</u> ① ↳ (条文省略) ⑨ (現行定款第29号より移設) ⑩ (条文省略)	2. <u>介護保険法による次の事業</u> ① ↳ (現行どおり) ⑨ ⑩ <u>特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護</u>
28. <u>介護保険法による次の地域密着型サービス事業</u> ① ↳ (条文省略) ④	⑪ (現行どおり) 3. <u>介護保険法による次の地域密着型サービス事業</u> ① ↳ (現行どおり) ④
29. <u>介護保険法による特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護</u>	(変更案第2号⑩に移設)

現行定款	変更案
(新 設)	4. <u>介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業</u>
30. (条文省略)	① 第1号通所事業
31. <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</u>	② 第1号訪問事業
32. <u>障害者自立支援法に基づく相談支援事業</u>	③ 第1号介護予防支援事業
33. <u>障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業</u>	5. (現行どおり)
(新 設)	6. <u>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</u>
34. <u>高齢者向け賃貸住宅の管理・運営</u> (現行定款第34号から名称変更)	7. <u>障害者総合支援法に基づく相談支援事業</u>
35. <u>産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請負</u>	8. <u>障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業</u>
36. <u>葬祭業者の斡旋・紹介及び葬祭に関するコンサルティング</u> (現行定款第1号及び第2号の趣旨を統合)	9. <u>老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業</u> (変更案第10号に名称変更)
(新 設)	10. <u>サービス付き高齢者向け住宅の経営及び受託運営事業</u>
(現行定款第4号を移設、一部変更)	① <u>生活サポート受託運営事業</u>
(現行定款第12号、第13号、第16号及び第17号の趣旨を統合)	② <u>その他サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理</u> (変更案第27号に移設)
	(変更案第30号に移設、一部変更)
	11. <u>高齢者・障害者等への生活支援サービス及び介護事業</u>
	12. <u>介護事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業</u>
	13. <u>寝具・衣類等の販売及びクリーニング並びに乾燥消毒業</u>
	14. <u>病院、診療所及び医療施設の経営並びに建設等に関するコンサルティング</u>

現行定款	変更案
(現行定款第12号、第13号、第16号及び第17号の趣旨を統合)	15. <u>特別養護老人ホーム、老人保健施設及びカルチャースクール等の施設等の経営並びに建設等に関するコンサルティング</u>
(現行定款第14号を移設)	16. <u>老人向け集合住宅の管理・運営</u>
(現行定款第7号を移設、一部変更)	17. <u>衣料品、日用品雑貨及び食料品等の物品販売</u>
(現行定款第6号を移設、一部変更)	18. <u>健康機器、介護用機器及び福祉用具の販売及びレンタル・リース</u>
(現行定款第8号を移設、一部変更)	19. <u>医薬品・医薬部外品・化粧品等の販売</u>
(現行定款第9号を移設)	20. <u>医療機器・高度医療機器の販売及び貸与</u>
(現行定款第44号を移設)	21. <u>介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入</u>
(現行定款第3号を移設、一部変更)	22. <u>弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び配送</u>
(現行定款第18号及び第19号の趣旨を統合)	23. <u>土木工事業及び建築工事業</u>
(現行定款第18号及び第19号の趣旨を統合)	24. <u>内外装工事全般</u>
(新 設)	25. <u>解体工事業</u>
37. <u>住宅リフォーム業</u>	26. <u>住宅リフォーム業</u>
(現行定款第35号を移設)	27. <u>産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請負</u>
(新 設)	28. <u>遺品整理、遺品供養及び居室等の清掃・消臭</u>
(現行定款第20号を移設)	29. <u>美容室・理髪店の経営</u>
(現行定款第36号を移設、一部変更)	30. <u>葬祭業者の斡旋及び紹介</u>
(現行定款第24号の趣旨を統合)	31. <u>葬祭に関する事業</u>

現行定款	変更案
(現行定款第5号、第10号、第11号、第21号及び第22号の趣旨を統合)	32. <u>各種研修、セミナーの開催及びコンサルティング</u>
(現行定款第23号を移設、一部変更)	33. <u>福祉事業に関する資格(社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等)取得のための研修等開催及びコンサルティング</u>
(新 設)	34. <u>介護要員の養成、指導及び紹介斡旋</u>
(新 設)	35. <u>労働者派遣事業</u>
(新 設)	36. <u>有料職業紹介事業</u>
(現行定款第15号を移設)	37. <u>旅行、スポーツ、催物の企画・運営</u>
38. ～43. (条文省略)	38. ～43. (現行どおり)
<u>44.</u> <u>介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入</u>	(変更案第21号に移設)
<u>45.</u> <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u>	<u>44.</u> <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

- ① 当社の設置機関に関する条文を一つにまとめるため、第4条（機関）として移設するものであります。
- ② 将来の機動的な資本政策のため、発行済株式の総数2,100,000株の4倍まで発行可能株式総数の枠を広げ、現行定款第5条の発行可能株式総数を8,400,000株に変更するものであります。
- ③ 根拠条文の明記及び各条項の見直し等、明確化を図るため、対象条項を変更するものであります。
- ④ 子会社（上海福原護理服務有限公司）の設立に伴い、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）に「連結計算書類」を追加するものであります。
- ⑤ 取締役会及び監査役会の機動的な運営を図るため、招集手続きを経ることなく取締役会または監査役会を開催することを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>[新設（現行定款第18条、第31条及び第42条より移設）]</p> <p>（公告の方法） <u>第4条</u> 当会社の公告は、電子公告により行う。 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>（発行する株式の総数） <u>第5条</u> 当会社の発行可能株式総数は、5,760,000株とする。</p>	<p>（機関） <u>第4条</u> 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>（公告の方法） <u>第5条</u> 当会社の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>（発行可能株式総数） <u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は、8,400,000株とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>[削除 (変更案第4条に移設)]</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>第37条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の設置) 第42条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第43条～第50条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p>[削除 (変更案第4条に移設)]</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第36条～第40条 (現行どおり)</p> <p>[削除 (変更案第4条に移設)]</p> <p>第41条～第48条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの充実のために社外取締役2名を新たに迎え、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふくはらとしお 福原敏雄 (昭和19年1月1日生)	昭和49年3月 サンセルフ商事株式会社（平成9年4月当社に合併）設立 代表取締役 平成2年6月 株式会社エヌ・シー・エス（平成9年4月当社に合併）設立 代表取締役 平成3年5月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成27年8月 上海福原護理服務有限公司設立 董事長（現任） (重要な兼職の状況) 上海福原護理服務有限公司 董事長	100株
2	とみざおまさのぶ 富澤政信 (昭和46年5月19日生)	平成9年8月 当社入社 平成16年4月 当社エンゼルケア事業部長 平成18年6月 当社取締役エンゼルケア事業部長 平成22年10月 当社取締役事業統括本部長 平成25年4月 当社常務取締役事業統括本部長 平成26年6月 当社常務取締役常務執行役員事業統括本部長 平成26年12月 当社常務取締役常務執行役員第一事業本部長 平成28年1月 当社常務取締役常務執行役員事業統括本部長（現任）	3,200株
3	こばやしこうたろう 小林航太郎 (昭和48年4月6日生)	平成8年2月 当社入社 平成13年6月 当社監査役 平成15年6月 当社取締役訪問介護統括部長 平成17年6月 当社取締役通所介護運営担当 平成23年11月 当社取締役事業企画部長兼第四事業部長 平成26年1月 当社取締役事業統括本部長代理 平成26年6月 当社取締役執行役員事業統括本部長代理 平成26年12月 当社取締役執行役員第三事業本部長 平成28年1月 当社取締役執行役員第三事業部長（現任）	5,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
4	いし ざき とし お 石 崎 利 生 (昭和24年8月15日生)	昭和48年4月 京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 平成7年2月 同社本社営業管理部長兼財務部長 平成13年7月 同社東京八重洲事業所審査部長 平成16年1月 京セラ（中国）商貿有限公司 董事副総経理 平成25年5月 当社入社 常勤顧問 平成25年6月 当社常勤監査役 平成25年11月 当社監査役辞任による退任 平成25年11月 当社社長補佐兼サポートセンター長 平成26年5月 当社社長補佐兼サポートセンター長兼経理財務部長 平成26年6月 当社取締役社執行役員長補佐兼サポートセンター長兼経理財務部長 平成26年12月 当社取締役執行役員社長補佐兼サポートセンター長（現任）	5,800株
5	ふく ほら とし ほる 福 原 俊 晴 (昭和54年3月1日生)	平成16年11月 株式会社レグス入社 平成22年1月 当社入社 平成23年7月 当社経営企画本部マネージャー 平成25年12月 当社経営企画部長 平成26年6月 当社取締役執行役員経営企画部長 平成26年12月 当社取締役執行役員経営企画部門長 平成27年11月 当社取締役執行役員副サポートセンター長（現任）	271,300株
6	※ ふじ よし まさ おみ 藤 好 優 臣 (昭和19年3月13日生)	昭和49年2月 監査法人中央会計事務所入所 昭和54年6月 藤好公認会計士事務所開設 代表（現任） 平成17年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 藤好公認会計士事務所 代表	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
7	※ <small>もり た なお ちき</small> 森 田 直 行 (昭和17年4月8日生)	昭和42年3月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 昭和62年6月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役総務本部長 平成7年6月 同社代表取締役専務 平成7年10月 京セラコミュニケーションシステム株式会社設立 代表取締役社長 平成18年4月 KCCSマネジメントコンサルティング株式会社 代表取締役社長 平成18年6月 京セラ株式会社 代表取締役副会長 平成20年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長 平成22年12月 日本航空株式会社 副社長執行役員 平成23年4月 KCCSマネジメントコンサルティング株式会社 代表取締役会長 平成27年6月 株式会社NTMC 取締役会長（現任） 平成28年3月 株式会社ブロンコビリー 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NTMC 取締役会長 株式会社ブロンコビリー 社外取締役	- 株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. ※は新任の取締役候補者であります。
 3. 上記所有株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
 4. 藤好 優臣氏及び森田 直行氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 5. 新任社外取締役候補者の藤好 優臣氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間中は本株主総会終結の時をもって11年になり、本株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任されます。
 6. 社外取締役の選任理由、社外取締役としての独立性について
 - ①藤好 優臣氏は、公認会計士としての豊富な経験及び実績から、当社監査役として、適切なご意見を頂戴しており、社外取締役として適格性を有していると判断したためであります。
 - ②森田 直行氏は、京セラ株式会社の経営に長年携われ、培われた企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
 - ③藤好 優臣氏及び森田 直行氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定は無く、過去2年間に受けていた事実もありません。
 - ④藤好 優臣氏及び森田 直行氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤藤好 優臣氏は、当社または当社の特定関係事業者ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。
 - ⑥森田 直行氏は、平成18年4月から平成27年6月までKCCSマネジメントコンサルティング株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任しておりました。当社とKCCSマネジメントコンサルティング株式会社との取引は、一般消費者としての取引であり、十分独立性を有していると判断しております。KCCSマネジメントコンサルティング株式会社は京セラ株式会社の100%子会社であり、平成28年3月に京セラコミュニケーションシステム株式会社と合併しました。
 7. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるように、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨定款に定めております。藤好 優臣氏及び森田 直行氏の取締役選任議案が承認可決された場合は、当社は両氏との間で会社法第234条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役藤好 優臣氏及び吉田 由美子氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、江越 眞氏及び園部 洋士氏は、藤好 優臣氏及び吉田 由美子氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	江越 眞 (昭和18年2月19日生)	昭和49年9月 等松・青木監査法人(現：有限責任監査法人トーマツ)入社 平成3年5月 同監査法人 代表参与 平成20年6月 同監査法人 顧問 平成22年7月 西村あさひ法律事務所 顧問(現任) 平成25年10月 監査法人アヴァンティア 顧問(現任)	- 株
2	園部 洋士 (昭和40年2月12日生)	平成4年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成6年4月 弁護士登録 平成6年4月 須田清法律事務所入所 平成13年10月 林・園部・藤崎法律事務所(現：林・園部法律事務所)開設(現任) 平成22年3月 日本管理センター株式会社 社外監査役 平成25年3月 株式会社レッグス 社外監査役(現任) 平成26年6月 東京鐵鋼株式会社 社外監査役(現任) 平成28年3月 株式会社PALTEK 社外取締役(現任) 平成28年3月 日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 林・園部法律事務所 パートナー弁護士 日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社レッグス 社外監査役 東京鐵鋼株式会社 社外監査役 株式会社PALTEK 社外取締役	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 江越 眞氏及び園部 洋士氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 3. 江越 眞氏を社外監査役候補者とした理由は、長年に渡り監査法人に在籍し、豊富な経験と専門知識を有しており、主に会計分野において有益なアドバイスをいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 園部 洋士氏を社外監査役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識の他に近年複数社の監査役を務めており、コンプライアンスの観点からのみでなく、幅広く有益なアドバイスをいただけるものと判断し、

選任をお願いするものであります。

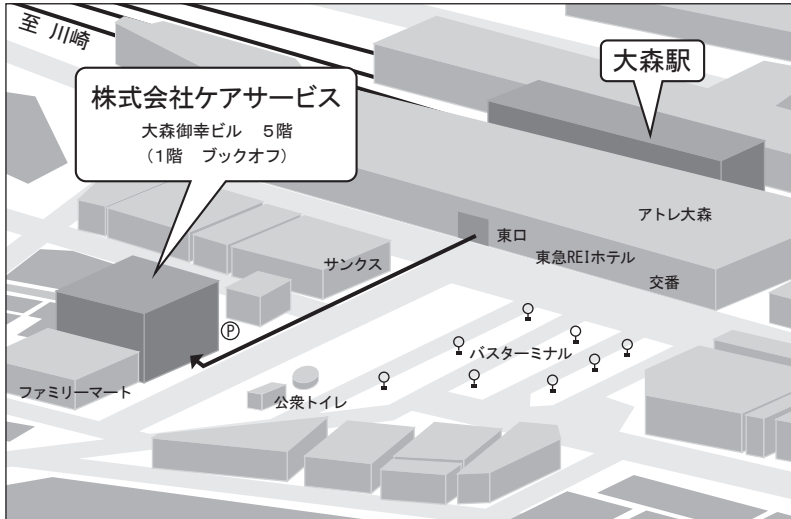
5. 監査役との責任限定契約について

江越 眞氏及び園部 洋士氏の監査役選任議案が承認可決された場合は、当社は両氏との間で会社法第234条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、当社現任監査役である渡辺 桂氏との間で同様の契約を新たに締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区大森北一丁目2番3号
大森御幸ビル5階 株式会社ケアサービス本社
☎ 03 (5753) 1170



〈交 通〉

J R 京浜東北線／大森駅（中央改札口）下車 徒歩 1分
京浜急行線（普通）／大森海岸駅下車 徒歩約10分